

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公開番号】特開2001-197896(P2001-197896A)
 【公開日】平成13年7月24日(2001.7.24)
 【出願番号】特願2000-374819(P2000-374819)
 【国際特許分類】

C 1 2 P 7/18 (2006.01)

C 1 2 N 1/16 (2006.01)

C 1 2 R 1/645 (2006.01)

【F I】

C 1 2 P 7/18

C 1 2 N 1/16 A

C 1 2 N 1/16

C 1 2 R 1:645

C 1 2 P 7/18

C 1 2 R 1:645

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年12月13日(2010.12.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微生物を用いる醗酵によるエリスリトールの産生及びこのエリスリトール結晶の回収方法であって、これが次の工程：

a) エリスリトール含有量に対して1%以下のポリサッカライドを産生する、ポリサッカライドを実質上含有しないエリスリトール産生菌株のモニリエラトメントサルポリニス(Moniliella tomentosa var pollinis) TCV364 [寄託番号M U C L 4 0 3 8 5]を微生物として使用し、

b) 醗酵培地を調製し、

c) 上記微生物を醗酵培地に添加し、

d) 少なくとも50g/Lのエリスリトールが醗酵培地中に得られるまで微生物を増殖させ、

e) 醗酵培地から微生物を除去し、

f) 未精製の微生物不含醗酵培地を80%w/wより高い乾燥物質に濃縮し、

g) エリスリトールを結晶化し、ついで

h) エリスリトール結晶を集める

ことから成ることを特徴とする、上記方法。

【請求項2】

未精製の微生物醗酵培地を、少なくとも85%w/wの乾燥物質に濃縮する、請求項1記載の方法。

【請求項3】

未精製の微生物醗酵培地を、90%w/wより高い乾燥物質に濃縮する、請求項2記載の方法。

【請求項4】

エリスリトール結晶を少なくとも85%の回収率で集め、その結晶は少なくとも98% w/wの純度を有する、請求項1～3のいずれか1つに記載の方法。

【請求項5】

エリスリトール結晶を少なくとも85%の回収率で集め、その結晶は少なくとも99% w/wの純度を有する、請求項1～4のいずれか1つに記載の方法。

【請求項6】

微生物を10日未満で増殖させる、請求項1～5のいずれか1つに記載の方法。

【請求項7】

醗酵培地を発泡されたカラムリアクター又はエアリフト中で調製する、請求項1～6のいずれか1つに記載の方法。

【請求項8】

エリスリトール含有量に対して1%以下のポリサッカライドを産生することを特徴とする、ポリサッカライドを実質上含有しないエリスリトール産生菌株のモニリエラトメントサバルポリニス (Moniliella tomentosa var pollinis) TCV364 [寄託番号MUC40385]。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0062

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0062】

更に30～40時間後、低温滅菌されたデンプン加水分解物 (C Plus 02668、95%デキストロース、70% d.s.) の添加を開始して、デキトロースレベルを20～100 g/Lに維持する。ブросの最終容量が4800 Lになるまでこの添加を続ける。ブрос中のデキトロースレベルが2 g/L 未満、すなわち10日未満でこの値になるまで醗酵を続ける。